

ご自分で手続きしていただくもの

住居表示実施に伴う住所変更手続きには手数料、登録免許税が免除されます。

※「住居表示変更証明書」は、住居表示実施日以降住民課で交付（無料）します。

種 別	手 続 の 内 容	手 続 先	手続の期限など	必 要 書 類
土地、建物などの不動産を持っている人	登記簿に記載されている所有名義人の住所変更	福岡法務局 721-4575 福岡市中央区 舞鶴3-9-15 ほか所轄法務局	必要が生じたとき。（売買・譲渡・抵当権設定など）	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・変更登記申請書 （申請書用紙は住民課にあります） ・印鑑 ・代理人が申請する場合は委任状
会社・法人	所在地及び代表者、役員などの住所変更	福岡法務局 721-4570 福岡市中央区 舞鶴3-9-15 ほか所轄法務局	法定の期間内。本店では2週間・支店では3週間以内。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・変更登記申請書 （申請書用紙は住民課にあります） ・印鑑
運転免許証を持っている人	住所欄及び本籍欄の変更	福岡試験場 565-5010 福岡市南区花畑4-7-1 筑紫野警察署 929-0110 筑紫野市上古賀1-1-1	変更の手続きが必要、ただし更新するときに変更することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・運転免許証 ・本籍が変更になった方は、本籍変更証明書
自動車などを持っている人	普通自動車及び自動二輪車（251cc以上）の検査証の住所変更	九州運輸局 福岡運輸支局 050-5540-2078 福岡市東区千早3-10-40	必要が生じた時（車検・転売等）に申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・自動車検査証 ・印鑑（使用者、所有者両方） ・本人以外は、委任状が必要です。
	軽自動車の検査証の住所変更	軽自動車協会 641-8926 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-49		
年金を受けている人	住所変更	国民、厚生年金は南福岡社会保険事務所 552-6128 共済年金は各種共済組合 恩給届は総務省人事恩給局 恩給業務課 03-5273-1400 〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1	実施後に届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民、厚生年金は受給権者住所変更届 ・共済年金は各種共済組合に請求してください。 ・恩給については、住所変更届を行ってください。
生命保険・火災保険・損害保険に加入している人	住所変更	各加入保険会社	実施後、届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・各保険会社より毎年送付されています「住所・氏名」などの変更用紙・はがきをご利用ください。
預貯金	住所変更	各金融機関	実施後に届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関によって異なりますので、金融機関にお尋ねください。